

行政組織機構改革の概要

和歌山県広川町

令和4年4月1日から課の名称変更等が実施されます

- ▶ 「住民生活課」を廃止し、「住民環境課」と「保健福祉課」を新設します。
- ▶ 「産業建設課」を廃止し、「地域振興課」と「建設課」を新設します。
- ▶ 「水道事務所」を「上下水道課」に課名変更します。

※従来の課が所掌していた事務については、基本的に新設される課が分担して担当します。

※今後、町が発出する通知等に記載される問い合わせ先等の課名表記が一部変更されます。

※各種手続に関する問い合わせ先（直通電話番号）については、基本的に変更ありません。

※問い合わせ先が不明な場合、代表番号（0737-63-1122）におかけください。

→電話交換手に対応しますので、御用件をお申し付けください。各担当課におつなぎいたします。

旧課名	住民生活課	産業建設課	水道事務所
新設（分割）後の 新しい課名	住民環境課	地域振興課	上下水道課 （名称変更のみ）
	保健福祉課	建設課	

広川町役場ホームページ上の表記について (注意喚起)

- ▶ 現在、本件に伴う広川町役場Webサイトの修正を予定しておりますが、当面の間は、ホームページ上の画像や表記等について、旧課名の記載が一部残ります。
- ▶ 影響範囲等を精査したうえ、できる限り早期の修正を実施する予定です。当ホームページを御利用中の方におかれましては、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
- ▶ 当ホームページに関する問い合わせは「企画政策課」までお願いいたします。(TEL:0737-23-7731)
- ▶ 機構改革に関する問い合わせは「総務課」までお願いいたします。(TEL:0737-23-7732)。